

松江圏都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針

平成 2 9 年 8 月

島 根 県

目 次

松江圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

1. 都市計画の目標	1
1) 都市づくりの基本理念	2
2) 地域毎の市街地像	3
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	4
1) 区域区分の有無	4
2) 区域区分の方針	5
① おおむねの人口	5
② 産業の規模	5
③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係	5
3. 主要な都市計画の決定の方針	6
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	6
① 主要用途の配置方針	6
② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針	7
③ 市街地の土地利用の方針	8
④ その他の土地利用の方針	9
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	10
① 交通施設の都市計画の決定の方針	10
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	13
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	14
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	15
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	15
② 市街地整備の目標	15
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	16
① 基本方針	16
② 主要な緑地の配置の方針	17
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	18
④ 主要な緑地の確保目標	18

松江圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (島根県決定)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

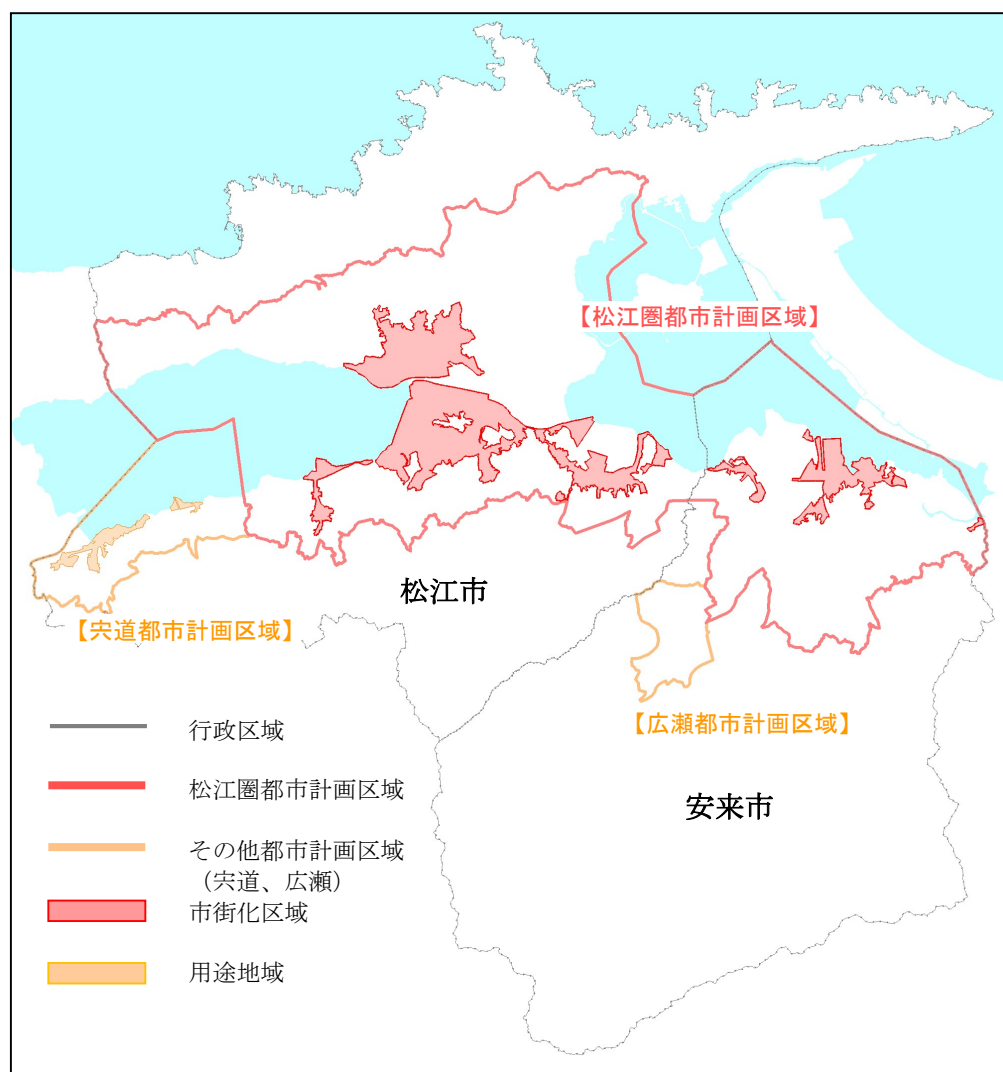
1. 都市計画の目標

松江圏都市計画区域は、島根県の東端に位置する面積約 252km²、人口約 20 万人を擁する島根県最大の都市計画区域である。松江市及び安来市の中心部が国道 9 号や JR 西日本山陰本線を基軸として一体の都市圏を形成している。

また、平成の大合併の結果、松江市には宍道都市計画区域、安来市には広瀬都市計画区域が松江圏都市計画区域に隣接して存在する状態となっており、それらの都市計画区域とも連携してまちづくりを推進していく。

本都市計画区域の範囲、規模は以下のとおりである。

都市計画区域の 範囲及び規模	市 名	範 囲	面 積
	松江市	行政区域の一部	17,845ha
	安来市	〃	7,361ha
	計	〃	25,206ha



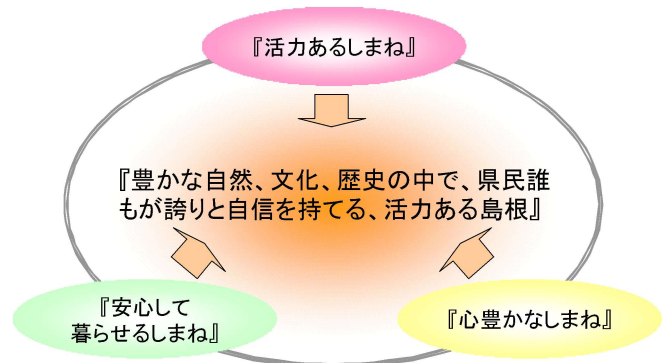
1) 都市づくりの基本理念

松江市及び安来市からなる松江圏都市計画区域は、島根県の政治・経済・文化の中心として発展しており、「山陰道」や「尾道松江線」の高速交通体系が整備され、出雲空港や米子空港、国際貿易港である境港にも隣接し、J R 西日本山陰本線や一畑電車北松江線による都市間連携など、交通利便性が高い地域である。

一方で、ラムサール条約に登録されている中海・宍道湖や、大山・隠岐国立公園に指定されている島根半島等の自然環境にも恵まれており、また、松江城周辺や県立美術館、足立美術館等の歴史的・文化的資源や、玉造温泉、松江しんじ湖温泉等の観光資源が存在し、多くの観光客が訪れている。

平成 20 年 3 月に策定された「島根総合発展計画」では、県庁や国の機関、企業の本支店、文教施設等が集積する島根県の中核的な圏域であり、また、鳥取県と県境を接し、60 万人余りの人口規模を有する中海・宍道湖圏域の中央に位置することから、山陰地方の中心的役割が求められる圏域と位置づけられている。

本区域の役割を達成するためには、松江圏を構成する 2 市が互いの長所や強みを活かし、相乗効果を高めることで商業、工業、観光、農業等の均衡のとれた都市として一体的な発展を図り、「活力あるしまね」、「安心して暮らせるしまね」、「心豊かなしまね」の実現に向けて取り組んでいかなければならない。



これらを踏まえて、本区域の都市づくりの基本理念を次のように定める。

○魅力的な都市文化を享受できる集約型都市構造への転換

本区域の中心市街地を中核拠点として、高度な都市機能を集積するとともに、「J R 西日本山陰本線」「一畑電車北松江線」の鉄道駅周辺や旧町村役場周辺等の都市機能が集積している地域の道路、公園、下水道等の都市基盤の一層の充実や、公共公益施設を集約し地域拠点として整備を図ることで、多くの人にとって生活環境の優れた住みよい文化都市の実現を目指すとともに、持続可能な集約型都市構造への転換を図る。

○高速交通体系に対応したまちづくり

「山陰道」や「尾道松江線」等の高速道路網を最大限に活かすために、インターチェンジ周辺での産業基盤の整備や、既存の市街地及び産業基盤とのアクセス道路網の強化を図る。

○歴史文化や自然環境を生かした個性あるまちづくり

恵まれた自然や地域固有の歴史・文化的資源及びその周辺の良い景観やまちなみを保全・活用することで、地域の魅力の増大と活力の向上、観光都市の形成を図る。

○豊かさと活力を生み出す産業の集積

魅力ある拠点を形成する上で、企業立地や産業集積を推進するとともに、地場産業の育成や支援を図る。

○中心市街地の活性化

中心市街地からの人口や商業施設の流出に歯止めをかけるため、都市機能の更新を図るとともに、中心市街地活性化基本計画を策定している松江市においては、同計画に定める「住んでよし、訪れてよしの“松江らしい”まちづくり」の実現を目指す。

○自然や既存集落と共生する健やかな都市の形成

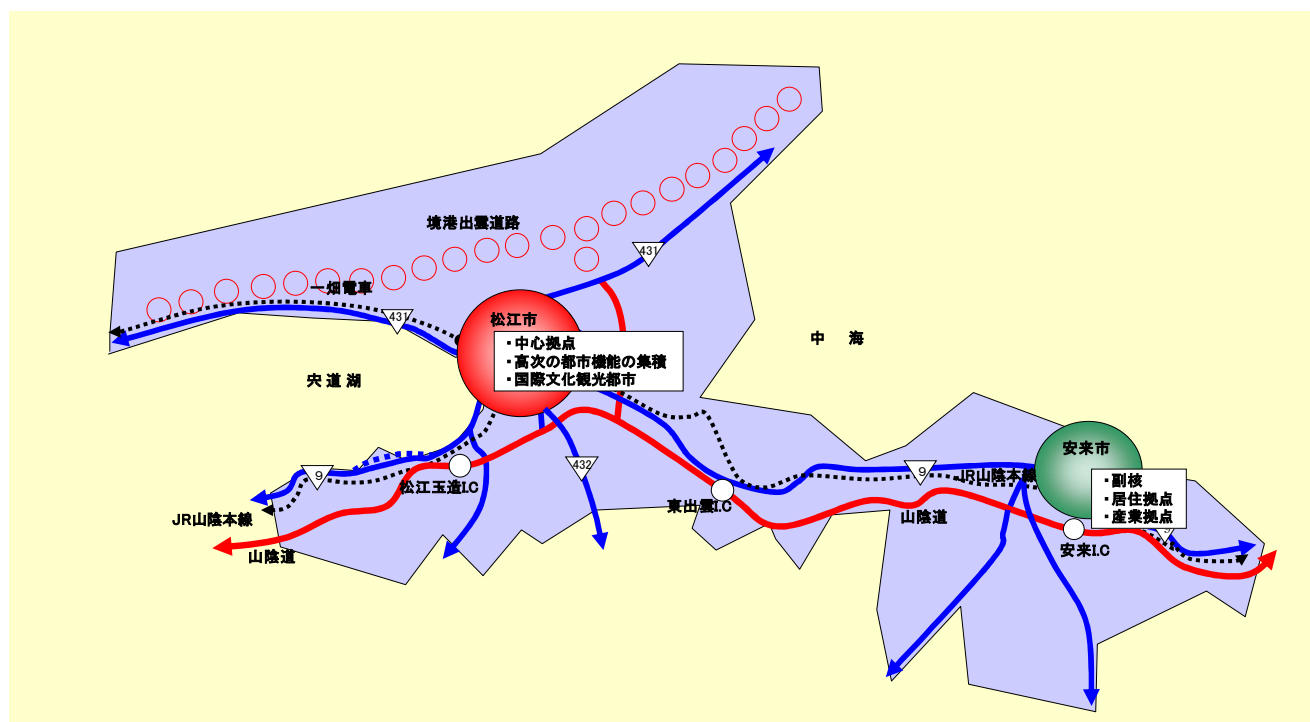
自然環境や既存集落と調和のとれた居住空間の形成を促進するとともに、既存集落の活性化を図り人間性豊かで健やかな地域社会の実現を目指す。

○安心・安全なまちづくり

大規模な自然災害に備えて、人命を守るためのハード施策とソフト施策が一体となった防災・減災対策を行い、都市内においても避難路やオープンスペースの確保、密集市街地の解消など、災害に強いまちづくりを推進する。また、高齢者や子供が安心して利用できる歩行者・自転車空間の確保など、安心して暮らせるまちづくりを推進する。

2) 地域毎の市街地像

地 域	将 来 の 市 街 地 像
松江市	本区域の中心核として、高次の都市機能が集積した拠点形成するとともに、宍道湖等の優良な自然景観と松江城を中心とした地域固有の歴史・文化的資源及び玉造温泉等の観光資源を活かした「水と緑、歴史と教育を大切にし 伸びゆく国際文化観光都市・松江」の実現を目指す。
安来市	本区域の副核として、活力ある市街地形成と産業基盤整備による都市的機能の増進を図るとともに、自然環境の保全、田園景観に配慮した魅力ある生活環境の形成に努め、「人が集い 未来を拓く ものづくりと文化のまち」の実現を目指す。



2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1) 区域区分の有無

本都市計画区域に区域区分を定める。

なお、区域区分を定めるとした根拠は以下のとおりである。

- ・ 昭和 45 年から適用されている区域区分制度により、都市の高度な発展と郊外部での良好な営農環境や自然環境の保全が図られてきており、都市計画法の理念である「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保」を図るため、引き続き計画的な土地利用を規制・誘導する必要があること
- ・ 全国的な人口減少・少子高齢化に直面し、集約型都市構造への転換がより一層求められており、都市機能の拡散を防止する適切な土地利用コントロールが必要であること
- ・ 山陰道や尾道松江線の開通により、広域的な交流による人口・産業の拡大が期待されるとともに、インターチェンジ周辺の開発等が積極的に進められていること
- ・ 松江圏の人口は今後も引き続き減少傾向を示すと予測されるが、核家族化の進展等により、引き続き計画的な住宅地の供給が必要であること
- ・ 松江市は、島根県の政治・経済・文化の中心として高度に発展しており、中海・宍道湖圏域の拠点として今後も高次の都市機能の集積を図り、山陰地方の中心的な役割が求められる都市であること
- ・ 安来市は、金属関連産業を中心とした島根県を代表する工業都市として発展しているとともに、米子市や松江市といった中核都市の間に位置し潜在的な土地需要は高いと考えられること

等の理由から、引き続き本都市計画区域に区域区分を定めるものとした。

2) 区域区分の方針

① おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区 分	平成 22 年	平成 37 年
都市計画区域内人口	197 千人	おおむね 194 千人
市街化区域内人口	151 千人	おおむね 148 千人

(注) 市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。

② 産業の規模

本区域の将来における産業規模を次の通り想定する。

区 分		平成 22 年	平成 37 年
生産規模	工業出荷額	億円 2,758	億円 3,130
	商品販売額	(平成 19 年) 億円 6,335	億円 6,590
産業構造	第 1 次	千人 4	千人 2
	第 2 次	18	12
	第 3 次	70	70
	計	92	84

③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、平成 27 年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね平成 37 年までに優先的かつ計画的市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次の通り想定する。

年次	平成 22 年	平成 37 年
市街化区域面積	3,931ha	おおむね 3,939ha

(注) 市街化区域面積は、平成 37 年時点における人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置方針

将来における土地利用を総合的に勘案し、都市環境や自然環境に配慮しつつ、住宅地、商業業務地、工業地及び流通業務地を下表のとおり配置する。

用 途	地 区 名 等	配 置 の 方 針
住宅地	駅周辺及び幹線道路沿道の既成市街地	建物用途が混在している地区や密集している地区については、土地利用の純化及び高度利用を図り、環境の維持・改善及び都市基盤の整備を促進し、住宅地として配置する。
	既成市街地の周辺部	宅地化が進行している地区においては、地区計画等の活用により計画的な整備を誘導し、良好な居住環境を有する住宅地の形成を図る。
	郊外部の市街地	計画的に都市基盤が整備されており、良好な居住環境を備えた利便性の高い住宅地として配置する。
業務地 (官公庁施設)	県庁、松江市役所等が立地している松江市殿町周辺	高次の都市機能を集積するため、中心商業地とともに当該都市圏の中心核を構成する重要用途として業務地を配置する。
商業地	J R 松江駅から一畑電車松江しんじ湖温泉駅を結ぶ周辺	都市の活性と商業活動のより一層の増進による住民へのサービス向上を図るため、中心商業核の育成を推進することとし、広域的な商業圏域を確保する観点から、市街地の中心部であり、かつ交通結節点である同地区に中心商業地を配置する。
	主要幹線沿道地区	国道 9 号や国道 431 号等の主要幹線道路の背後地には、一般の住宅地が形成されており、これらの日常利便性の向上を図るために商業地を配置する。 また、これらの主要幹線道路は交通量も多く、沿道サービス施設も発展しており、これらの機能を維持する必要がある地区では沿道型商業地を配置する。
	玉湯町玉造地区	本地区は、全国有数の温泉地として発展しており、この機能の維持を図るために、観光拠点としての商業地を配置する。
工業地	乃木福富・布志名地区（湖南テクノパーク）、馬潟地区、飯島地区、黒鳥地区、安来インター周辺地区等	既存の工業団地の他、将来の工業生産の増大に伴う工業地需要に対処する工業地を周辺の都市環境に配慮しつつ配置する。
	北陵地区（ソフトビジネスパーク島根）	企業の振興を支える産業支援サービス業・研究開発型企業の立地を中心とする施設を島根大学北側の丘陵地に配置する。
流通業務地	嫁島地区、乃白地区（クレアヒル松江）	既存の卸売り団地に加え、卸売り・物流機能の高度化に対応するための流通業務地を配置し、市街地に散在する卸売業者の集積及び新規企業の集団化を図る。
	東出雲インターチェンジ周辺	高速道路インターチェンジ周辺の立地特性を活かした流通業務地を配置する。

②市街地における建築物の密度の構成に関する方針

市街地における主要な用途ごとの建築物の密度の構成に関する方針については下表のとおりとする。

なお、用途地域における容積率・建ぺい率等の形態制限については、地域の特性を考慮して、適切な値を選択するものとする。

用途	区域	密度の構成等の概要
住宅地	駅周辺及び幹線道路沿道の既成市街地	利便性の高い都市型居住を目指した中層住宅を主体とした比較的高密な住宅地の形成を図る。
	既成市街地の周辺部	良好な居住環境を有する住宅地として低密度な利用を図る。
	郊外部の住宅地区	比較的良好な低層の住宅地が形成されている区域については、今後も居住環境を維持し、ゆとりある低密な住宅地を形成する。 土地区画整理事業が行われた地区又は地区計画等が定められた地区は、その計画理念に適合した密度の利用を図る。
業務地 (官公庁施設)	県庁、松江市役所等が立地している松江市殿町周辺	都市の中心核として土地の高度利用を図り、商業業務や公共サービス等の多様な機能の集積したにぎわいのある高密度の業務地とする。
商業地	J R 松江駅から一畑電車松江しんじ湖温泉駅を結ぶ周辺	利便性の高い地区では高密度の利用を図り、潤いのあるオープンスペースの確保など、都市型の景観形成に努める。
	主要幹線沿道地区	沿道型商業地は低密度の商店街を、日常販売をまかなう商業地については、低中密度の商店や住宅による街並みを形成する商業地とする。
	玉湯町玉造地区	温泉街の街並みを活かした中密度の利用とする。
工業地	既存の工業団地、乃木福富・布志名地区（湖南テクノパーク）、飯島地区、黒鳥地区、安来インター周辺地区、北陵地区（ソフトビジネスパーク島根）	まとまりのある工業地については、周辺環境に配慮したゆとりある操業環境を目指し低密度の工業地とし、地場産業等の既存工業地についても低密度な利用とする。
流通業務地	嫁島地区の卸団地、乃白地区（クレアヒル松江）、東出雲インターチェンジ周辺	流通業務地については、施設の合理化、近代化を進め、低密度な利用とする。

③市街地の土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

地区名等	方 針
J R 松江駅前地区、千鳥町地区及び殿町地区とその周辺	本区域の中心地区であり、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の集積を図るよう土地利用を進める。

b 居住環境の改善又は維持に関する方針

地区名等	方 針
比津が丘、湊北台、浦ヶ部、錦新町地区等	良好な低層の住宅地が形成されていることから、今後も良好な居住環境を保持し、ゆとりある住宅地の形成に努める。
老朽化した木造密集市街地	老朽化した木造住宅が密集した市街地については、居住環境改善のため、建て替え、不燃化の促進、敷地の共同化などによる土地の有効利用を図るとともに、公園・道路等の基盤整備を総合的に行うことにより、良好な市街地環境の形成を図る。
既成市街地内の住宅地	空き地・空き家などの低未利用地については、市街地整備による居住環境の改善や空き家バンク等による住宅供給を進め、まちなか居住の促進を図る。

c 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

地区名等	方 針
宍道湖、中海の湖岸や堀川	水辺空間を活かした都市的景観を有する緑地の整備保全に努める。
安来市十神山	自然的景観が良好に維持されている十神山については風致地区として保全に努める。
松江市社寺林等	良好な自然環境を形成している社寺林等については、郷土景観の構成要素として、緑地保全地域又は条例により緑地保全区域として保全を図る

d 歴史的風致を形成する建造物の維持に関する方針

地区名等	方 針
松江城周辺地区	城下町や武家屋敷等の歴史的な面影を残す地区については、高さ規制や建築物の形態、意匠の統一を行うことにより重点的に景観形成を図るなど、その維持保全に努める。

④その他の土地利用の方針

a 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・「佐陀川」、「意宇川」、「飯梨川」等の沿川の穀倉地帯では大規模優良農地や営農意欲の高い農地が存在しており、引き続き良好な農地として保全を図る。

b 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

以下の区域については、災害防止上、市街化の抑制を図る。

- ・建築基準法第39条第1項の災害危険区域
- ・地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の急傾斜地崩壊危険区域
- ・津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項の津波災害特別警戒区域

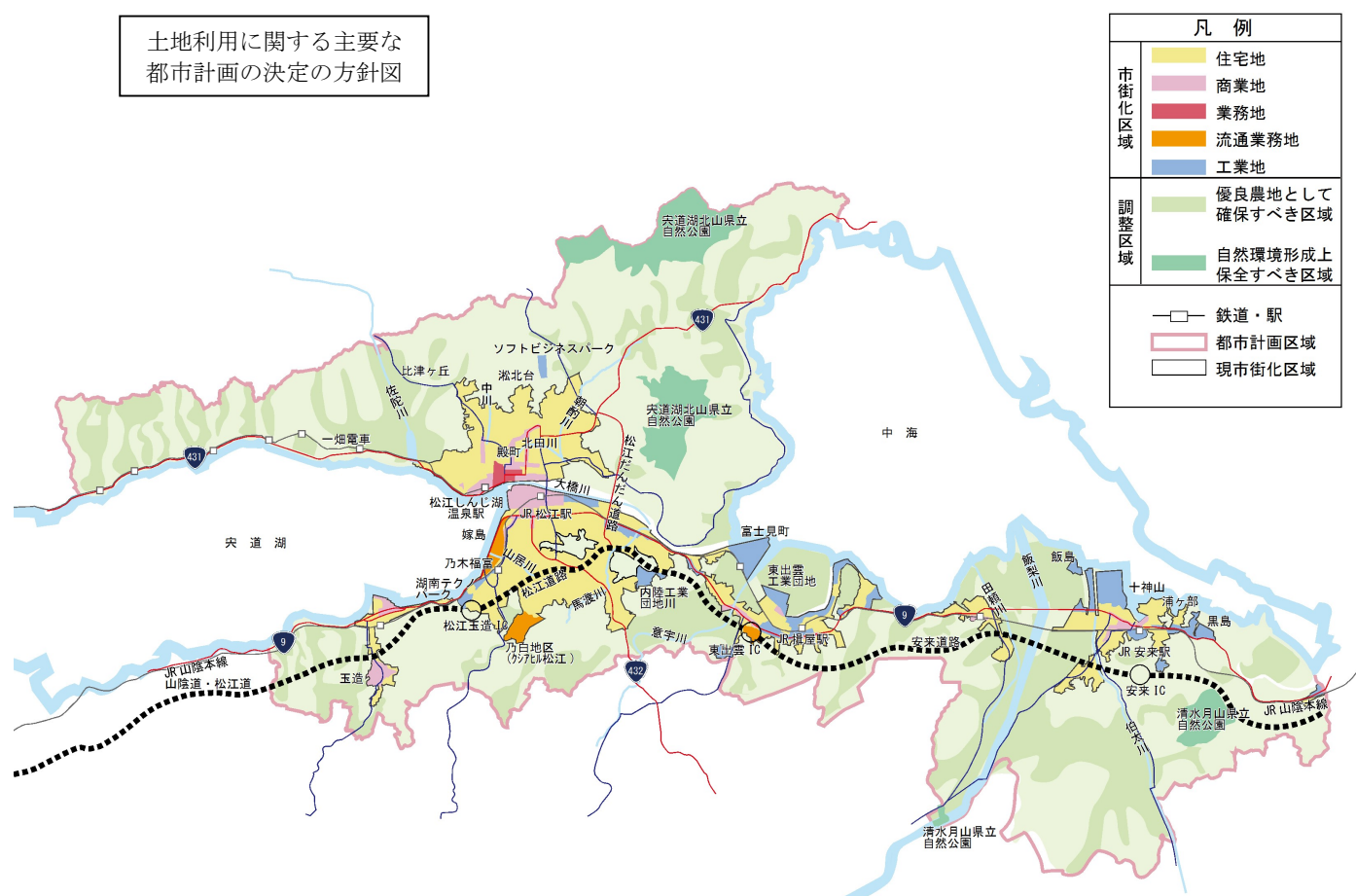
c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・優れた自然の風景を有する「穴道湖北山自然公園」を中心とする周辺の区域、また安来市から松江市玉湯町に至る南部丘陵地一帯における良好な樹林地、神社、古墳群地区については、都市的開発を抑制し、現在の土地利用を保全する。

d 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・市街化調整区域内のまとまりのある集落地、主要幹線の沿道及び計画的な市街地整備が行われた、あるいは行われることが確実な区域では、農林漁業との調整を図りつつ、地域の特性や居住環境に応じた適切な土地利用の規制誘導を行う。なお、市街化区域編入にあたっては、都市機能と周辺の居住人口の維持、産業振興や雇用の場の創出に資する開発について、必要に応じて行うものとする。

土地利用に関する主要な
都市計画の決定の方針図



2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

県都松江市を中核とする本都市計画区域は、島根県の政治、経済、文化の中心であり、県内外からの交通の要となっている。その交通体系は「国道9号」を基軸とする道路網のほか、JR、一畑電車といった鉄道により構成されており、空、海の発着である「出雲空港」、「米子空港」及び「境港」、「七類港」はいずれも松江市中心部から約20kmに位置している。

道路整備については、「山陰道」、「尾道松江線」が開通したのをはじめ、「地域高規格道路 境港出雲道路」など広域的な交流を通じて地域の発展に果たす役割が大きい高速交通道路網を中心に各種道路整備が進められている。

今後、島根県の中心都市として、また、中海・宍道湖圏域の拠点都市としての都市交通体系を確立するため、次のような基本方針のもとにハード、ソフトの両面から計画的な交通網の整備を図ることとする。

- 地域交流の促進を図るため、「山陰道」、「境港出雲道路（松江だんだん道路を含む）」といった中海・宍道湖圏域の高規格道路による8の字ルートの形成や「尾道松江線」による広島経済圏との連携強化とともに、「国道9号」、「国道431号」等の東西の主要幹線道路を軸として、市ごとに構成した道路網計画に基づき、道路整備を推進する。
- 自動車交通による負担を軽減し、交通弱者への配慮や環境負荷軽減のために、駅前広場などの交通結節点の整備・強化やコミュニティサイクルの導入を図るとともに、交通機関相互の接続の改善を図るなど、総合的な交通ネットワーク化を図り、公共輸送機関の利便性の向上に努める。
- 交通結節点、自転車歩行者空間等におけるバリアフリー化を促進する。
- 時差出勤やフレックスタイムの導入、マイカー抑制策、トランジットモールや新交通システムの検討等、交通需要マネジメントによる交通円滑化を図る。
- 災害時に被災地内外の陸送を確保するための緊急輸送道路の整備及び耐震化を進める。また、原子力発電所の周辺地域においては、万が一の原子力災害に対応するための緊急避難道路の整備を推進する。
- 子供や高齢者でも安全・快適に利用できる自転車・歩行者空間の確保に努める。
- 駐車場については、駐車需要の質・量に応じて、官民の適切な役割分担に基づく施策を総合的かつ効率的に展開する。

イ 整備水準の目標

都市施設	整備水準の目標
道路	高速交通拠点へのアクセス向上や主要渋滞ポイントの解消、安心・快適な歩行空間の創造等を目的とした「しまねの新たな道づくりビジョン」の実現を目指し、交通施設整備の進展を図る。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道 路

種 別	配置の方針
幹線道路	本区域を東西に貫く「山陰道（㊦米子松江線）」及び「境港出雲道路」を、本区域の道路交通網の東西軸かつ広域的な地域連携を担う高規格幹線として配置する。 また、「㊦国道9号線」、「㊦布志名林線」、「㊦黒井田飯島線」及び「㊦米子松江線」を東西軸として、個別の都市ごとに街路網を形成する。 <松江市> ○内環状道路網 都心部に「㊦国道9号線」、「㊦上乃木菅田線」、「㊦城山北公園線」、「㊦袖師大手前線」で構成される内環状道路網を配置する。 ○外環状道路網 市街地外周部に、㊦米子松江線（国道9号「松江道路」）、㊦東津田下東川津線・㊦東津田連絡線（国道485号「松江だんだん道路」）、「境港出雲道路」、「(仮)西環状線」等で構成される外環状道路を配置する。 ○放射状道路 内・外環状及び周辺地域を連結する放射状道路を配置し、主要幹線道路網を形成する。さらに、これを補完する幹線道路、補助幹線道路をそれぞれ格子状に配置する。 <安来市> 「㊦米子松江線」、「㊦黒井田飯島線」を骨格東西路線とし、これを補完する幹線道路、補助幹線道路をそれぞれ格子状に配置する。

イ 鉄 道

種別	配置の方針
J R 西 日 本 山 陰 本 線 一 畑 電 車 北 松 江 線	現在、運行されているJ R 西日本山陰本線及び一畑電車北松江線を主要な公共交通機関と位置づけ、区域内及び広域的な地域連携を促進し、両交通機関の円滑な接続を視野に入れながら、公共交通機関を中心とした都市構造への転換を促進するために配置する。

ウ その他

種別	配置の方針
駐車場等	自動車交通の増大、商業業務の拡充等にあわせ、官民一体となって適切な位置に駐車場を整備するとともに、主要駅のパーク・アンド・ライド駐車場の利用促進を図る。 また、松江市殿町地区においては、松江城周辺の観光機能や中心市街地の都市機能の強化を図るため、適切な位置に駐車場を整備する。

②下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

i 下水道

下水道は、公衆衛生の保持、浸水の防止、生活様式の改善等の生活環境の向上や公共用水域の水質保全を図る上で重要な役割を担っている。特に本区域は、湖沼水質保全特別措置法の指定湖沼である宍道湖・中海を擁しており、下水道の普及及び適切な維持管理が重要である。

下水道の整備管理手法については、地域の特性に応じた効率的かつ適正なものとなるよう、基本的に市街地内では、「宍道湖流域下水道（東部処理区）」及び「流域関連公共下水道」による集合処理を行い、市街地郊外部の既存集落では、農業集落排水等の集合処理や合併処理浄化槽による個別処理を行うものとする。

また、従来より地盤が低く浸水被害の危険性の高いＪＲ松江駅前を中心とした松江市街地をはじめ、耕作放棄地の拡大による遊水機能の喪失、ゲリラ豪雨の増大や都市化の進展等により浸水被害の危険性が高まっている市街地等においては、中小河川整備と連携した雨水対策事業を積極的に推進し、浸水被害の軽減を図るものとする。

ii 河川

本区域は、一級河川斐伊川（宍道湖、大橋川、中海）が東流し、その間に多くの支川が合流している。

一級河川斐伊川については、昭和 47 年 7 月の豪雨を契機とした抜本的な治水対策として、上流部の志津見ダム・尾原ダム、斐伊川中流部の放水路（新川開削及び神戸川の拡幅）が完成し、本区域においては、大橋川の改修や中海・宍道湖の湖岸堤を整備する。また、これに併せて松江市街地の内水対策を下水道事業とも連携し、総合的に推進することで、洪水に対する都市機能の保全を図るものとする。

支川については、近年、都市化の進展とともに治水安全度が低下しつつあるため、河川改修を積極的に推進するとともに、流域が本来有している農地や山林等の保水・遊水機能を確保するなどの総合的な治水対策を講ずるものとする。

なお、河川は、治水・利水に加え、潤いのある水辺空間や多様な生物の生息・生育環境、更には地域の風土と文化を形成する上で重要な役割を担っており、本区域においても、人々が川に親しめる空間づくりや水質の浄化、更には動植物の良好な生息・生育環境、景観の保全などに配慮しながら安全な暮らしを守るための河川整備に努めるものとする。

イ 整備水準の目標

都市施設	整備水準の目標
下水道 (汚水)	「島根県生活排水処理ビジョン第４次構想」に基づき、宍道湖・中海等の公共用水域の水質保全を図るとともに、汚水処理施設の効率的な整備推進や適切な維持管理により生活環境の向上を図る。
河 川	一級河川斐伊川は、年超過確率 1/150 に対する治水安全度を確保することを長期目標とし、河川整備計画で定められた概ね 20 年間の整備目標及び整備内容に基づき整備を行う。また、松江市街地の内水対策として、戦後最大の浸水被害を生じた昭和 47 年豪雨と同規模の洪水に対し、床上浸水被害の解消と床下浸水被害の軽減を図る。 また、中小河川は、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。 治水・利水に加え、潤いのある水辺空間や多様な生物の生息・生育環境、良好な景観の形成を図る。

b 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備または着手することを予定している主要な施設は次のとおりである。

主要な施設	整備概要等
下水道	施設の更新や適切な維持管理に努めるとともに、未整備箇所については引き続き流域関連公共下水道や合併処理浄化槽の整備を図る。 また、流域関連公共下水道の普及に対応して終末処理場（宍道湖東部浄化センター）の処理能力の維持更新を図る。 松江市街地における浸水対策として、橋南地区に内水排除ポンプ場の新設および雨水排水施設の整備を図る。
河 川	斐伊川（大橋川）の改修および中海・宍道湖の湖岸堤整備や、これに併せた橋北地区における内水排除ポンプ場の増強、中小河川の溢水防止等の松江市街地の内水対策を行う。 朝酌川、中川、忌部川、佐陀川、木戸川、吉田川等の改修

③その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

本区域においては、地域住民が健康で文化的な市民生活を営むうえで欠くことのできない供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設その他の都市施設については、設備の近代化や既存施設の有効活用を図り、適正な運用、維持管理に努めるほか、必要に応じて施設の計画的な整備を図る。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

市街地の進展状況に応じた市街地開発事業を行うとともに、地区計画等に基づく計画的な整備を推進する。

市街地区分	整備の目標等
既成市街地	中心市街地の活性化を図るため、市街地再開発事業等により面的あるいは立体的に都市の更新を図る。また、農地等については土地区画整理事業等により計画的な市街地整備を進めていく。 未利用地が集団的に残っており、計画的なまちづくりが整わないうちに市街化が進行している地区は、早期に整備方針を明確にし、市街地開発事業等の実施により計画的な都市基盤整備を誘導する。
新市街地	新市街地は、良好な住宅地として土地区画整理事業や地区計画により秩序ある市街地の形成を図るとともに、道路、公園、下水道等の根幹的な都市施設を整備する。

② 市街地整備の目標

概ね10年以内に整備または着手することを予定している主要な事業は次のとおりである。

事業名等	地区名称等
土地区画整理事業	安来市：和田南地区、和田北地区
市街地再開発事業	松江市：千鳥町ビル周辺地区

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

a 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本地域は県の東部に位置し、中国山地に連なる山地、丘陵地、沖積地によって形成されているとともに、宍道湖、中海の大きな湖水を湛え、斐伊川（大橋川）、飯梨川、伯太川、意宇川等の多くの河川が流れている。また、宍道湖・中海はヤマトシジミに代表される豊富な魚介類や、我が国有数の水鳥の飛来地である等といった良好な自然環境を有することから、国際的に重要な湿地として認められ、平成 17 年 11 月にラムサール条約湿地として登録されている。

この地域には、松江市及び安来市の中心部に代表される市街地が発達する一方、市街地の周辺は水田、畑地、樹林地及び水辺地が広がっており、豊かな自然環境を形成しているとともに、古代出雲文化の発祥の地でもあり、遺跡などの歴史的意義の高いものも多い。

このように本地域は、水と緑につつまれた美しい環境と数々の歴史的遺産や文化の薫り豊かな郷土であるが、無秩序な開発が進めばその豊かさを失うことにもなりかねない。

そこで、本方針では、本地域の自然、文化、伝統を後世に伝えつつ、健全な都市生活を営むために、生活環境の保全、レクリエーションの場の確保、安全性の向上及び美しい緑あふれる街並みの保全という 4 つの観点から公園緑地等の系統的配置を定めるものである。

b 緑地の確保水準

ア 緑地の確保目標水準

平成 37 年における 緑地確保目標水準	平成 27 年現在の市街化区域内における緑地割合は 4.5% であるが、今後は、松江市、安来市が策定した緑の基本計画を踏まえ概ね 7% に向けて、引き続き緑地の確保を推進していく。
-------------------------	--

イ 都市公園等の施設として整備すべき目標水準

都市計画区域内人口 1 人 当たりの整備目標水準	平成 27 年現在の 1 人当たりの整備水準は 15.2 m ² /人であるが、今後は、国の目標水準である 20 m ² /人に向けて、引き続き緑地の確保を推進していく。
-----------------------------	---

②主要な緑地の配置の方針

本地域においては、現況の豊かな緑と水の保全を図り、防災に配慮し、併せて文化性及び歴史性を織り込んだ落ち着いた街づくりを進めるため、以下の方針により、緑とオープンスペースの整備、保全を行うものとする。

緑地系統	配置の方針
環境保全系統	都市生活に密着した河川緑地や自然緑地、都市公園を整備しネットワーク化を図る。
	神社仏閣や文化財等と一体となって歴史的風土を保っている樹林地は緑地として保全を図る。
	緑の少ない中心市街地内で住区基幹公園等を整備し、都市環境の改善を図る。
	都市のシンボルとなっている緑地の保全を図る。
	市街地を取り囲む緑地や市街地に突き出た緑地の保全を図る。
	植物、昆虫、小動物等の生態系の維持されている樹林地の保全整備を図る。
レクリエーション系統	小学校区、幹線街路、河川等により設定された各近隣住区ごとに1近隣公園、4街区公園を配置するとともに、4～5近隣住区に1箇所の地区公園を配置し、子供から高齢者まで身近に利用できる遊戯、運動、休養等の場の整備を推進する。
	住民の休養、休息、運動、自然や文化とのふれあい等を通じて、住民の健康の維持、増進、文化活動等に資する場として総合公園、運動公園の適切な維持・管理及び改築・更新を推進する。
	貴重な文化財が埋蔵されている松江市西部及び南東部、歴史的な意義の高い松江城周辺や良好な自然環境を有しているところにおいて住民の憩いの場として特殊公園等の適切な維持・管理及び改築・更新を推進する。
	レクリエーションの利用効果を高めるため、公園や公共施設を結ぶ緑道の整備を推進する。
	自然とのふれあいの場、レジャーの場を整備する。
防災系統	表土流出のおそれがある市街地周辺部については、緑地の保全により防災機能の維持を図る。
	地震時、火災時の避難場所及び防災活動の拠点となる総合公園、運動公園など大規模な公園の維持管理を図るとともに、避難場所となりうる防災公園等の整備を図る。また、避難路として河川等を利用した緑道の整備を図り、河川等を利用した防災上の遮断帯を確保する。
	幹線道路沿いや工業団地周辺の必要箇所については、環境保全等を考慮し、緩衝緑地となるような緑地の整備を推進する。
景観構成系統	都市の背景となる良好な自然環境を有する丘陵地の保全を図る。
	自然的景観が良好に維持されている十神山のほか、社寺林等の郷土景観を構成する緑地の保全を図る。
	宍道湖・中海や堀川等の水面を活かした都市的景観を有する緑地の整備保全を図る。
	中心市街地において、うるおいとゆとりを感じさせる広場公園を配置する。
総合的な緑地	北山山系及び中国山系から続く山地丘陵地と宍道湖及び中海の自然緑地を本区域の骨格として配置する。また、市街地内の良好な緑地を骨格の中に配置し、緑のネットワークの形成を図る。 この骨格部に相当する緑地の他、市街地の背景となる樹林地や水辺、また日常生活に密接な関わり合いのある緑地の保全を図る。

③実現のための具体の都市計画制度の方針

市街地開発事業の施行にあたっては、公園、緑地、広場、歩行者専用道、自転車道等を都市施設として一体的に整備する。

住区基幹公園、都市基幹公園、特殊公園、緩衝緑地等は都市計画公園として積極的に整備に努める。

良好な樹林地や水辺地と一体となって特に良好な住環境を形成している区域については風致地区や緑地保全地域の指定を図るなど保全に努める。

良好な住環境を整備誘導するため、地区計画制度や緑地協定等により緑化を推進する。

④主要な緑地の確保目標

概ね 10 年以内に整備または着手することを予定している主要な公園等の公共空地は次のとおりである。

種 別	位置及び名称等
総合公園	5・4・1 北公園